

## 門の家

矢野 達雄

私がまだ小学校にも上がらないある夏の日、私は母の故郷である島に帰省し、夏の数日を叔父の家で過ごした。そこは元々祖父の家であったが、祖父は家業をつがず教師となって愛媛県内の各地を転々とし、退職後は松山市内に居を構えていたので、すでに叔父の家になっていた。叔父の家業はみかんを中心とする農業であったが、島の大部分の家がそうであるように、漁業も片手間に営んでいた。

今では叔父の家も改築されて近代的な鉄骨建築に変貌しているが、当時の叔父の家は、かなり古い木造で、しかもかなり変わった構造をしていた。道路に面したところに門があるのだが、その門自体が一個の二階建ての家屋であり、そこに十分居住することができるのだ。門から少し入ったところに母屋があって、「門の家」が手狭になったので、背後に母屋部分を増築したように見えないこともないが、「門の家」には厨房などなくおよそ生活臭がなかったから、建築当初からこのように建てられたものとするほうが妥当だろう。島の家の中のくらしがこのような構造になっていたのかははっきりしないが、他にも同様の「門の家」をもつ家屋があるようだったので、格別叔父の家が島の中で風変わりであるとはいえないように思えた。

叔父の一家は、常日頃は母屋のほうで暮らし、客（帰省した祖父や私の母などもこの中に含まれる）が来ると「門の家」に泊めたりしていたが、それ以外に「門の家」が通常使われることはないふうだった。しかしその「門の家」の一角に寝起きしている住人がいたのだ。

それは果たして居住部分とよぶことができる一角だったろうか。むしろ、地べたの延長でトリ小屋かブタ小屋に類するといったほうが正しいように思えた。こんな所に人が住めようとは、幼い私には到底考えられなかったが、明らかにそこには人が寝泊りしている形跡があり、寝具の替わりであろうか、ボロが敷いてあった。

その居住者はまだ一〇代の著者とおぼしく、身体は陽にやけて黒々としていた。しかし屈強な身体とアンバランスに、その動きは鈍重でのろのろとしていた。彼は叔父が漁にでるときなど同行していたが、叔父の指示のもとで働くというより、追い回されコキ使われていたというほうが当てよう。私が最も驚いたのは、叔父の一家や客である私達が母家の座敷で食事をとっていたのに対し、彼は土間に座し、食器は上がり框に置いて食事をとらされていたことである。そして、その中味もわれわれのものとは異なって、非常に粗末なもので

あった。食事の時ですらそうなのだから、彼は座敷に上がることは全く許されていないように思えた。彼の鈍重さは生来のものか、意に添わない仕事を無理やりやらされているためかわからなかったが、彼を「物の役」に立てるために、叔父は時々暴力も行使していたようだった。叔父が、私たち遠来の客のため飼っていた鶏を裂いて馳走してくれたのは、たしかこの帰省期間中のことだったと記憶している。今でも私の脳裏には、首を切られてトットトと走り回っている鶏と、叔父に追い使われている彼の姿がダブって焼き付けられている。

後で聞いた話だが、彼は近くの島の子沢山の家の出で、口減らしのためわずかの金額で買われてきたとのことだ。そして、叔父の家の構造がこの島では珍しいものではないように、彼のような境遇の人間もこの付近の島では珍しい存在ではないとのことだった。そして彼自身は、叔父の扱いにたまりかねたのか、あるとき叔父の家から逃亡し、それきり姿をみないとのことであった。

まだ幼かった私にも、彼に対する叔父の扱いは極めて理不尽のように写った。しかし、それにもましてショックだったのは、叔父とその一家はもちろん、私の母も含めて誰一人この人間を人間として取り扱わない仕打ちに疑問を抱くふうもなく、当然視していたことだ。

上にのべた私自身の見聞は、決して戦前の話ではない。昭和二〇年代の末のことである。瀬戸内海の島々における人身売買は、かなり古くからそしてかなり広く行われたようである。父の故郷である山口県の屋代島（大島郡）の向かいに、情島という小さな島があるが、ここでも同じような慣行が行われていたということを知った。この地方では買われてきた子供を「梶子」と称していた。そしてこの「梶子」制度は、その過酷な取扱が社会問題となり、映画化までされた（「怒りの島」）。しかし、さすがにこのような慣行は経済の高度成長とともに廃れていき、いまでは全く存在していないようだ。以上をやや法制史的にいうと、瀬戸内海の島々には古くからの人身売買の風習が残っていて、私はその消えいらんとする最後のコマを見聞したということになる。

長じて法学部に進学することが決まったとき、私は大学進学のための準備のつもりでいろいろな入門書を読んでみた。そのなかの忘れ得ない本に、岩波新書の一冊で磯田進著『労働法』がある。私はそれまでどちらかというと保守的な学生で、某総理大臣ではないが、労働者というと「不逞の輩」みたいに考えていたところがあって、労働法とはこのケシカラン労働者・労働運動を取り締まる法律のように漠然と思っていた。しかしこの本によって、私は私の先入観が全くの誤りであったことを知らされた。いつしか私は、この本を読み進めながら、労働者のみじめな状態と「門の家」の彼の姿を重ね合わせていた（「門の家」の彼のような存在は、労働法の対象たる工場労働者ではないが、およそ他人に使

用され自己の労働を他人に搾取される者一般という意味において広義の「労働者」の中に含ませることも許されるであろう)。同時に、かような労働者の悲惨さを克服する手段として労働者の団結が必要不可欠であること、そしてかかる団結を奨励・援助するためにこそ労働法が存在することも教えられた。そして、大学へ進んだなら労働法を勉強してみたいと思うようになった。

その後の大学における勉学の中で、私は法解釈学に対する興味よりも、科学として法学を志向する学問（法社会学など）に心ひかれるようになっていき、さらに大学院では日本法制史の熊谷先生を指導教官とするようになったが、労働法に対するこだわりも依然持ち続けた。大学院進学後、研究テーマを選択するとき、法社会学と日本法制史学と労働法をいわば三位一体として包みこむテーマはないものかと考えたすえ、私は「近代日本における労働法の発達」というテーマをひねりだし、自らに課したのであった。

なお、昨年 NHK テレビでドラマ化放映された、谷川健一『海の群星』（集英社文庫版）には、沖縄八重山群島における「雇いん子」の状況が生き生きと描きだされている。あわせて参照されたい。